

◎個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 個人番号（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節 特定個人情報保護評価等（第二十六条―第二十八条の四）</p> <p>第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十五条の二）</p> <p>第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十六条―第四十一条）</p> <p>第七章 法人番号（第四十二条―第四十五条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 個人番号（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十五条）</p> <p>第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十六条―第四十一条）</p> <p>第七章 法人番号（第四十二条―第四十五条）</p>

第八章 雑則（第四十六条―第五十条）
第九章 罰則（第五十一条―第六十条）
附則

（定義）

第二条 「略」

2 ～ 13 「略」

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第七号を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 「略」

第五章 特定個人情報の保護

第八章 雑則（第四十六条―第五十条）
第九章 罰則（第五十一条―第六十条）
附則

（定義）

第二条 「略」

2 ～ 13 「略」

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第七号を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 「略」

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等

(研修の実施)

第二十八条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十五条の二において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(委員会による検査等)

第二十八条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2| 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

(特定個人情報の漏えい等に関する報告)

第一節 特定個人情報保護評価

[新設]

[新設]

第二十八条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等

〔特定個人情報の保護を図るための連携協力〕

第三十五条の二 委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

附 則

〔日本年金機構に係る経過措置〕

第三条の二 日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

（政令への委任）

〔新設〕

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等

〔新設〕

附 則

〔新設〕

（政令への委任）

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 個人番号（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p> 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）</p> <p> 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p> 第一節 特定個人情報保護評価等（第二十六条―第二十八条の四）</p> <p> 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十一条の二）</p> <p>第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十二条―第三十七条）</p> <p>第七章 法人番号（第三十八条―第四十一条）</p> <p>第八章 雑則（第四十二条―第四十六条）</p> <p>第九章 罰則（第四十七条―第五十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 個人番号（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p> 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）</p> <p> 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p> 第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条―第二十八条）</p> <p> 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十二条―第三十七条）</p> <p>第七章 法人番号（第三十八条―第四十一条）</p> <p>第八章 雑則（第四十二条―第四十六条）</p> <p>第九章 罰則（第四十七条―第五十六条）</p>

附則

(研修の実施)

第二十八条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十一条の二において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(特定個人情報の保護を図るための連携協力)

第三十一条の二 [略]

附則

[改正法第四条の修正により第二十八条の二として新設した規定]

[改正法第四条の修正により第三十五条の二として新設した規定]

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 個人番号（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p> 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）</p> <p> 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p> 第一節 特定個人情報保護評価等（第二十七条―第二十九条の四）</p> <p> 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第三十条―第三十二条の二）</p> <p>第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条―第三十八条）</p> <p>第七章 法人番号（第三十九条―第四十二条）</p> <p>第八章 雑則（第四十三条―第四十七条）</p> <p>第九章 罰則（第四十八条―第五十七条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 個人番号（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p> 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）</p> <p> 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p> 第一節 特定個人情報保護評価（第二十七条―第二十九条）</p> <p> 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第三十条―第三十二条）</p> <p>第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条―第三十八条）</p> <p>第七章 法人番号（第三十九条―第四十二条）</p> <p>第八章 雑則（第四十三条―第四十七条）</p> <p>第九章 罰則（第四十八条―第五十七条）</p>

附則

(定義)

第二条 [略]

2 〱 13 [略]

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 [略]

(研修の実施)

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱

附則

(定義)

第二条 [略]

2 〱 13 [略]

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第二十八条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 [略]

〔改正法第四条の修正により第二十八条の二として新設した規定〕

う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条の二において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

（委員会による検査等）

第二十九条の三 〔略〕

（特定個人情報情報の漏えい等に関する報告）

第二十九条の四 〔略〕

（特定個人情報情報の保護を図るための連携協力）

第三十二条の二 〔略〕

附 則

（日本年金機構に係る経過措置）

第三条の二 〔略〕

2| 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十

〔改正法第四条の修正により第二十八条の三として新設した規定〕

〔改正法第四条の修正により第二十八条の四として新設した規定〕

〔改正法第五条の修正により第三十一条の二に移動した規定〕

附 則

〔第一項は、改正法第四条の修正により新設〕

〔新設〕

一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

○個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（第百八十九回国会閣法第三十四号）（抄）（附則関係）

（傍線部分は修正部分）

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">修 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">修 正 前</p>
<p>（検討）</p> <p>第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする</p>	<p>（検討）</p> <p>第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする</p>

る。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上

る。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

〔新設〕

でサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6| 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

5| 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。